

# 国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会

## 第21回会議議事要旨

- 1 日 時：令和2年8月5日（水）15：00～17：00
  - 2 場 所：国立感染症研究所村山庁舎管理棟2階 第一会議室
  - 3 出欠状況：出席19名 欠席3名（うち1名代理出席）
  - 4 議 題
    - (1) 国立感染症研究所組織の変更及び施設運営連絡協議会規程の一部変更について
    - (2) 高度封じ込め施設内で実施されている作業内容に関する報告について
    - (3) 我が国の感染症対策のセンター機能の強化に向けた具体的方策についての研究報告（概要）について
    - (4) 国立感染症研究所村山庁舎BSL4の今後の検討について
    - (5) 令和元年度に実施した主な安全対応等の検証及び令和2年度に実施する主な安全対応訓練等の計画について
    - (6) 国立感染症研究所村山庁舎における地域との交流について  
（前回令和元年11月27日の協議会以降）
  - 5 資 料
    - 資料1 国立感染症研究所新旧組織図（令和2年4月1日付）
    - 資料2 国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会規程（案）
    - 資料3 高度封じ込め施設内で実施されている作業内容に関する報告
    - 資料4 我が国の感染症対策のセンター機能の強化に向けた具体的方策についての研究報告書（概要）
    - 資料5 国立感染症研究所村山庁舎BSL4の今後の検討について
    - 資料6－1 令和元年度に実施した主な安全対応訓練等の検証について
    - 資料6－2 令和2年度に実施する国立感染症研究所村山庁舎における主な安全対応訓練等について
    - 資料7 国立感染症研究所村山庁舎における地域との交流  
（前回令和元年11月27日の協議会以降）
    - 資料8 国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会第20回議事要旨（案）
- 参考資料 施設運営連絡協議会委員名簿（直近：令和2年8月1日現在）

6 議事概要（○：質問・意見等 ●：回答・報告等）

- 初めに資料8の昨年11月に開催した第20回会議議事要旨（案）については、協議会の規程を踏まえ、個人情報等のプライバシー、防犯関係及び自由な発想の阻害等を考慮して要点をまとめた。各委員においては、内容について意見等があれば、8月11日（火）までに事務局宛て連絡をいただきたい。意見等がなければ、（案）を削除して国立感染症研究所のホームページに掲載することとしたい。
- 議題1の国立感染症組織の変更及び施設運営連絡協議会規程の一部変更について、資料1及び資料2により説明する。先ず初めに国立感染症研究所組織の変更について説明させていただく。本年4月1日付で国立感染症研究所組織の変更があった。変更点は三つあり一つ目は情報セキュリティの管理を行う部門として品質保証・管理部に新たに第三室を設置した。二つ目は従来の動物管理室とバイオセーフティ管理室を統合し、病原体の取扱と動物実験の安全性についての管理をより強化するため、安全実験管理部を新設した。三つ目として従来感染症疫学センターが担っていた危機管理部門、病原体診断部門、公衆衛生部門を分離して感染症危機管理研究センターを新設した。
- 続いて国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会規程の一部変更について資料2により説明させていただく。本年4月1日の国立感染症研究所組織の変更により動物管理室とバイオセーフティ管理室が統合されたため、新たに安全実験管理部が設置されたことに伴い、当協議会の委員であった動物管理室長とバイオセーフティ管理室長の2名が安全実験管理部長1名となったことにより、当協議会規程第3条に定める感染研委員の定数を6名から5名へと変更したものである。これにより施設運営連絡協議会委員の全体構成は24名から23名となる。
- 改めて確認させていただくが、国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会規程の第2条に定めるとおり、当該協議会は情報の提供、必要な事項の提言や協議の場であり議決する機関ではないという認識でよろしいか。
- 貴見のとおりである。所掌にあるとおり、感染研村山庁舎施設運営連絡協議会は情報の共有、協議、調査及び評価、感染研所長に対して必要な提言を行う場であることを再認識させていただく。
- 続いて、議題2「高度封じ込め施設内で実施されている作業内容に関する報告」について資料3に沿って説明させていただく。高度封じ込め施設内で実施されている作業内容については、令和2年3月27日付けで書面により報告させていただいたが、本日はそれ以降、7月22日までの期間に行われた業務内容を報告する。現在BSL4にて進めている業務課題名は「感染性ウイルスを用いた一類感染症の検査法の整備」である。この業務の目的は一種病原体を用いて病原体や病原体に対する抗体を正確に検出する方法を整備することである。実施中及び今後実施する予定の業務の具体的内容は次のとおりである。なお、作業期間中、曝露事故等は発生せず、施設も適切に維持されていたことを申し添える。

- ①細胞培養を用いたウイルスの増殖及び力価の測定
- ②中和抗体測定法の整備
- ③ウイルスに対する抗血清の作製
- ④上記②と③を継続しつつ、遺伝子検出法等の精度の検証

上記作業のうち、①については完了している。②と③は現在継続中であり、④は未実施である。計画より概ね3ヶ月程度遅れているが、10月頃にはこれらの作業は完了する見込みである。

- 一類感染症の病原体を何種類使用して業務を実施しているのか。
- 具体的にはエボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ラッサウイルス、南米出血熱ウイルスである。このうちエボラウイルスと南米出血熱ウイルスには各々4種類ある。これらについて検査法の整備が進められている。
- 各々のウイルスについて力価が違うことから、それぞれについて対処法を一つ一つ確認していると理解してよいか。
- ご認識の通りである。4種類のウイルスについてはそれぞれ性質が違うことから、それに合わせた検査法を整備する必要がある。実際に作業を進めていく中でこれらの検査法についてそれぞれ特異的に且つ確実に調べることができるようになっている。
- 付け加えて説明させていただくと、当初作業計画より3ヶ月程度遅れている要因としてCOVID19の流行拡大により緊急事態宣言が行われたことがあげられる。感染研としてCOVID19への対応が中心となり、そちらの業務への比重が大きくなったのが主な原因である。しかしながら当初計画に少しでも近づくようキャッチアップしているのが現状である。引き続きBSL4施設での作業進捗については当協議会において報告し情報を共有させていただく。
- 続いて議題3「我が国の感染症対策のセンター機能の強化に向けた具体的方策についての研究に関する報告」を資料4に沿って説明させていただく。報告書の本体については60数頁に渡る長いものであることから、本日はその概要をまとめたものを資料としてご紹介させていただく。報告書本体については厚生労働省ホームページの厚生労働科学研究データベースのサイトに公開しておりご覧いただけるようになっている。そちらの方もご確認いただければと思う。  
先ず当該研究の趣旨について説明させていただく。国際的に脅威となる感染症の発生に対し、感染症対策の強化が必要である。しかしながら、我が国の感染症対策の科学技術基盤を担っている国立感染症研究所においては、施設の老朽化や、3庁舎に分かれていることによる非効率性等の諸問題があることから、我が国の感染症対策の課題を今一度整理し、機能強化が必要な事項を検証するとともに強化の方向性を提示し国全体としての感染症対策強化、その科学的基盤を担う国立感染症研究所強化の方向性が示されることにより、国民の健康、安全安心の確保、公衆衛生の一層の向上の達成を目的とするのが本研究の趣旨である。

次に研究の内容は感染症対策における7つの項目について現状分析、整理をさせていただいた。(1) 国際的動向から見た我が国の課題について、(2) より高度な管理が求められる病原体等の検査・診断体制の整備及び強化、(3) 感染症サーベイランス、データ分析・解析の高度化、(4) 薬剤耐性(AMR)研究の強化、(5) ワクチン・血液製剤の検定・品質管理及び新規ワクチンの開発推進等、(6) 国立感染症研究所と地方衛生研究所等間の連携、(7) 国立感染症研究所の研究基盤の強化。以上7つの項目について、体制(ソフト面)及び設備・施設(ハード面)の両面から強化の方向性や選択肢、及びその基礎となる考え方を検討した。また、海外BSL-4施設の情報収集、比較・分析を基に国立感染症研究所の新たなBSL-4施設についても検討した。

次いで国立感染症研究所の機能の強化とBSL4施設の移転・新設についての方向性を三つ挙げさせていただいている。一つ目として国立感染研の3庁舎を同一地区に統合することがこの報告書の中で述べられており、BSL4施設を併設することがベストシナリオとして掲げられている。ただし、3庁舎統合は可能であるが、新たなBSL4施設の併設が大きな問題となるようであれば、BSL4施設は統合された3庁舎の地域とは別の地域に移転して、最終的には2か所になることも可能性としてはあり得るといっても言及している。二つ目として3庁舎統合が困難な場合においても、新たなBSL4施設の建設は進展させる必要があるため、BSL4施設を村山庁舎以外の地域に移転・新設し、その条件の下で3庁舎機能の再構築を行うことも一つの考え方であるということが示されている。三つ目は3庁舎体制を現状のまま維持し、3庁舎それぞれの特徴を生かした形で感染研の多様な機能を3庁舎それぞれに集約することで全体としての機能を発展させていくという選択肢である。いずれにしても現行のBSL4施設は建設から既に39年が経過しており、今後長期の使用は物理的にも困難であることから、新たなBSL4施設の計画から建設、承認、地元住民の理解を得る必要があるということが報告書に述べられている。また、新たなBSL4施設の計画において考えるべきことの一つとして、BSL4施設は厚生労働省の研究機関として我が国の感染症対策に必須な施設であるということから、例え短期間であっても感染研にBSL4施設が存在しないという事態は避けなければならない、新たなBSL4施設の計画立案は早急に開始される必要があることについても言及されている。

最後に、3庁舎を統合する場合に必要な立地条件が報告書に述べられているので参考までに紹介する。一つ目として厚生労働本省と近距離であること。二つ目として国立国際医療研究センターとの距離が適切であること。三つ目として近隣に大学や研究機関、企業等の科学的基盤が整備されている機関が存在すること。四つ目として多くの研究者がアクセスしやすい交通環境が整備されていること。五つ目として地盤や海拔、治水など自然災害による被害を最小限にとどめる立地が望ましいこと。当該報告書において以上五つの立地条件を満たすことが望ましいことが指摘されている。

- この研究報告書では、現在3つに分散している庁舎を同一箇所に統合することがベストシナリオとしているが、現在の3箇所に分散している各々の庁舎について、それらを統合した庁舎を建設するだけの面積的な余裕はないと思われる。その場合新たな候補地を検討することになるが、このことについてはどうなっているのか。
- 立地要件も含め3庁舎をどのような形で統合できるかについては、研究報告を基

にさらに検討が加えられる必要があると思う。研究報告書は現状分析と今後の方向性をまとめたものとなっており、実際にどのように候補地を検討するかという結論を示している訳ではない。

- 現状の感染研庁舎が3つに分かれていることにより、業務を遂行する上でやはり非効率なのか、あるいは全く問題ないのか実際感染研の研究者がどのように感じているのか伺いたい。
- 個々の研究者により考え方、捉え方は様々と思うが、効率的、経済的な運営の面、研究の推進の環境をよりよくするという面ではやはり一カ所にある方が望ましいと思う。
- 3つの庁舎を一カ所に集約すれば当然ながら業務の効率が図られると思われるが、一カ所に統合する上でどのような障害が想定されるのかご説明いただきたい。
- BSL4に限ったことではないが国の機関を建設する場合、地域住民の方々とのコミュニケーションは極めて重要な要素であると考えている。また、それ以外の要素として考えられるのは研究機関として感染研が効率的に機能するためには周辺に医療機関や大学機関等の科学的基盤が整備されているか等の課題についても考慮しなければならない。
- 3つの庁舎を一カ所にまとめるには相当な敷地面積が必要であり利便性も考慮しなければならない。建設等に係る予算の面についても大きな問題と思うが、財務当局との協議はされているのか。
- 現時点では財務当局との協議は開始されていない。ただし、感染研BSL4の移設については喫緊の課題であることから、今後財務当局と協議を開始することになるが、予算面は重要な要素であることは財務当局も認識しているものの、予算面のみで乗り切る問題ではなく、それは一つの要素ということでご理解いただければと思う。
- この研究班の立ち上げは、武蔵村山市以外の適地へのBSL4施設の移設について市長との約束を踏まえてのことと記憶している。報告書では新たなBSL4の建設から稼働まで最低7年を要するとしているが、これは理想であり容易な問題ではないと思う。
- これは後の議題4にも関連するところだが、当該研究報告は昨年令和元年7月1日に武蔵村山市以外の適地においてBSL4施設の移転について検討するということを市長との合意事項として対外的に示させていただいた。そのことを踏まえて研究班において議論した結果を反映した内容となっている。
- 現在の場所から、三つの庁舎を統合した新たな庁舎が建設可能となる適地を確保し移転するとなると、現実的にはかなり困難であると思われる。BSL4を含む感染研施設は必要不可欠な重要施設であることから、老朽化した現施設を地域住民や市行政側も説得しつつ現在の場所に再建していくという方法も検討してはどうか。

- ご指摘のとおり国の機関としてBSL4施設は短期間であっても存在しないということは絶対に回避しなければならないものと受け止めている。ただし、令和元年7月1日の市長と大臣との合意事項で武蔵村山市以外の適地での検討を約束しており、そのことは真摯に受け止めている。どのような形で具体化できるか今後議論させていただきたいと考える。
- 感染研南側地区の住民の自治会としては、現在の場所に同じものが再建されるということは全く受け入れられない。市長との合意事項である移転の方向に沿って検討していただくようお願いする。
- 続いて議題4「国立感染症研究所村山庁舎BSL4施設の今後の検討」について資料5に沿って説明させていただく。  
 昨年令和元年7月1日の大臣合意において、先程説明させていただいた我が国の感染症対策のセンター機能の強化に向けた具体的方策についての研究報告書が示された上で速やかに検討の場を設けることを約束させていただいたところであり、その合意に基づいて今般村山庁舎BSL4施設の移転候補地の検討を進める場を設けることを考えている。検討会に参画していただくメンバーとして、BSL4を考えていく上で海外の事例も参考にすることが必要であることから、国際保健機関に精通した専門家の方に加わっていただく。また学術会議からの提言を踏まえることが大臣合意に織り込まれていることから、学術会議又は関係学会の方、また安全性を担保した施設でなければならぬため、バイオセーフティ、危機管理に関する専門家にもそれぞれ参画していただく。さらに大臣合意に触れられているとおり武蔵村山市からも検討組織に加わっていただくことを考えている。検討会の進め方については、本日の協議会でのご意見等を踏まえた上で厚労省厚生科学課の中に検討会を設置し、議論を開始したいと考えている。なお、検討会の傍聴は可能とするが新型コロナウイルス感染症予防の観点から多少の制約がかかることが想定される。議事は公開することとしたい。スケジュールとしては、研究報告書の内容を改めて確認する意味で、感染研の考え方、その他関係者の方々にヒアリングさせていただいたうえ、2回目検討会にて移転候補案の論点を確認し具体化に向けた検討を進めていきたいと考えている。
- 新たな施設の候補地を選定するに当たってはBSL4施設だけの視点だけではなく、未知の感染症に対応すべく感染研の業務を如何に効率的に運営し、感染症対策のセンター機能の強化をどのように図っていくかといった視点も大事であり、新しい施設の候補地を選定するに当たってはそういったことも踏まえて総合的な視点から検討を進めていくことが重要だと思う。
- 8月4日の新聞の1面に長崎大学に新型コロナウイルス感染症研究の拠点を作するため政府が支援するという記事が掲載されていたが、この件とリンクしているのか。
- 長崎大学の件は文部科学省での検討ということで、私ども厚生労働省は関与していない。

- 本日の協議会において検討会の設置に向けた考え方を説明させていただいた上で検討会の設置を進めたいと考える。特段のご意見、ご異論等がないのであれば、速やかに具体的な設置に向けて委員候補となり得る方々との接触を開始したい。
- 続いて、議題5「令和元年度に実施した主な安全対応訓練等の検証及び令和2年度に実施する主な安全対応訓練等の計画」に関して資料6-1及び6-2に沿って説明させていただく。BSL4施設における安全性、危機管理等に係る対応訓練を毎年定期的実施しているところであるが、令和元年度については昨年11月22日に村山庁舎8号棟BSL4実験室内への不審者侵入を想定した訓練を実施した。訓練結果については、初動対応、関係者への連絡体制等、ほぼ予定どおり実施できた。訓練実施後、警察当局からの注意事項を踏まえ内部にて検証を行い、改善を要する事項については今後の対応訓練の改善に資することとしたい。令和2年度に実施する主な安全対応訓練等については資料6-2に示す計画表のとおり予定している。また前年度と同様にBSL4実験室内で作業に従事する職員や警備員、設備員等に向けた各種講習会や健康診断を実施することとしている。  
なお、令和2年度はBSL4実験室での曝露事故を想定した対応訓練を実施する予定である。
- 対応訓練後の検証において改善事項として指摘されていた人感センサー付き照明設備の設置については、先週設置が完了したことを報告させていただく。
- 地域の安全を担う機関の消防としては、施設の方でしっかり訓練を実施していただいていることは非常に大事なことであり、地域住民の方の安心に繋がると思う。ぜひ継続して訓練を実施していただくことをお願いしたい。
- 付け加えさせていただくと、感染症法に基づく規制の一環として厚労省と警察の合同で村山庁舎BSL4施設への立入検査を実施している。昨年度は8月と12月に実施している。警察という外部の視点を加えチェックさせていただいており、指摘があればフォローアップして改善状況等を確認していることをこの場で紹介させていただく。
- 立入検査は厚労省と警察の合同で実施されているとのことだが、消防は加わらないのか。消防も非常に大事であると思うが。
- 消防については消防法に基づいて別途立入検査は実施されているとの理解で、私どもは感染症法に基づき、バイオセーフティ、いわゆる安全管理の観点から病原体規制を行っているところである。
- 感染症法に基づく立入検査の結果についてはホームページ等で閲覧できるのか。
- 立入検査における指示事項、要改善事項等については感染研あてに公文書で示している。それに対する改善報告を感染研から公文書にて報告を受け、次回の立入検査の機会に確認を行う。具体的な指摘事項に関してはセキュリティの観点から全てを公開することはできないため、立入検査の実施状況についてこのような場にて適

宜紹介させていただきたいと思っている。

- 続いて議題6「国立感染症研究所村山庁舎における地域との交流」に関して前回協議会（令和元年11月27日）以降の内容について資料7に沿って報告させていただく。

- ・ 令和元年12月17日 雷塚小学校第8回学校運営協議会に参加
- ・ 令和元年12月18日 雷塚小学校オリパラ新体操講演会に参加
- ・ 令和元年12月20日 雷塚小学校児童への出張授業  
東大和警察署と合同による警備・消防訓練  
学園自治会歳末夜間パトロール出陣式及び夜間パトロールに参加
- ・ 令和元年12月25日 むさし村山苑歳末餅つき大会に参加
- ・ 令和2年1月10日 雷塚小学校水田学習餅つき大会に参加
- ・ 令和2年1月11日 東大和警察書武道始式及び新春懇談会に参加
- ・ 令和2年2月18日 雷塚小学校第10回学校運営協議会に参加
- ・ 令和2年3月16日 雷塚小学校第11回学校運営連絡協議会に参加
- ・ 令和2年3月24日 村山庁舎自衛消防訓練  
\*新型コロナウイルス感染症流行拡大により規模を縮小しての開催とした
- ・ 令和2年6月26日 武蔵村山市教育委員会感染症対策研修会にて新型コロナウイルス感染症対策について講演

なお、今後の予定として8月28日に武蔵村山市公立学校PTA連合会研修会に講師として1名派遣し、新型コロナウイルス感染症対策について講演することとしている。

- 本日用意した議題は以上となるが、これまで説明させていただいた内容、あるいはそれ以外の内容も含めてご意見、ご質問、連絡事項等があれば願います。
- 先程、資料7の説明のところでも報告があったが、感染研には私どもの小学校へのお出張授業をはじめ、毎年様々な形でご協力をいただいている。先々月も市教育委員会の主催で感染研の先生を講師としてお招きし、新型コロナウイルス感染症対策について講演していただいた。その際に感染研の先生から発信されたメッセージについては保護者や児童にも伝え共有させていただいている。今後、庁舎の移転等の問題もあることと思うが、現段階で児童や保護者を考えたとき感染研には種々ご協力いただいているということをお場を借りてご紹介させていただいた。
- 今日の議題から外れるが、感染研は新型コロナウイルス感染症についてどのような対応あるいは作業を行っているのかお聞かせ願えればと思う。
- 只今、ご質問のあった件について感染研では今年の1月以来新型コロナウイルスの克服に向けて取り組んできたところであり、具体的には1月15日に国内で最初の症例を検査で確定させたところから感染研における新型コロナウイルスへの対応が始まっている。その後、検査法の確立のため国内全ての地方衛生研究所、検疫所、病院や大学等に検査法の配布をまず初めに行った。その後、全国的な流

行拡大に伴い当研究所の疫学センターから職員を派遣して現地での疫学調査、感染管理の指導を行うといったことも現在に至るまで継続的に取り組んでいる。また、治療法とワクチンの開発も非常に重要な役割であり、治療法に関しては抗ウイルス薬の探索を行い感染研が見出した治療薬は病院でも使用され、臨床試験が開始されている状況となっている。ワクチンについてはワクチンメーカーと協力のうえ全力で開発に取り組んでいる。一方、ワクチンの輸入もあり得るため、感染研は今後これらの品質の管理等にも取り組んでいくこととなるだろう。

- 3～4年前に感染研敷地の西側に南北に通じる避難通路が開通した。この開通により感染研南側地区から雷塚公園を經由して学園通りに抜けるルートが確保され、近隣住民の利便性は向上し、学童の通学路としても利用されている。しかしながら雷塚公園の南側は梅雨の時期や大雨・台風等の際には必ず冠水状態となり、折角整備していただいた通路が通行不可能となってしまう状況である。更に公園に溜まった雨水は隣接する感染研敷地内にも流入し駐車場の一部も冠水する。感染研の方では今年度早々に冠水防止対策の工事を完了させたと聞いているが、市の方にも相談して対策をお願いしている。その後の進捗状況はどうなっているのか。市の方からお話を伺いたい。
- 雷塚公園南側の冠水防止対策については、今年度に厚生労働省からの補助金を活用して雨水貯留浸透施設を設置する予定である。近々に工事請負契約を締結することとしており、早ければ今年11～12月に着工し、工期は概ね2ヶ月程度の計画となっている。従って今年度中には従前から課題となっていた雷塚公園の冠水問題は解消する見込みとなっている。
- 雷塚小学校としては、雷塚公園が冠水すると避難通路も水没して感染研南側地区から小学校へ通じる通学路が遮断されてしまうため、朝一番で各家庭に迂回ルートにより登校を促す連絡メールを配信している。ここ数年感染研及び周辺の防犯対策や警備は強化されており、警察の巡回もあるので地域の安全安心にも繋がっている。更にこの度の冠水対策工事が完成することによって、児童は勿論、地域の方の利便性安全性がより一層向上することを期待したい。
- 特別支援学校は敷地北側が雷塚公園に接している。今般校舎を全面的に改築する計画があり、施工に係る設計段階において冠水防止対策を盛り込むことを予定している。公園の冠水問題が解消されれば、改築計画に当たって防水対策についてはとくに考慮する必要がなくなるのでありがたいと思う。
- 昨年度に実施した村山庁舎高度封じ込め施設の定期点検について報告させていただく。昨年12月18日から本年2月27日にかけてBSL4施設の空調系統、グローブボックス、セーフティキャビネット、高圧蒸気滅菌槽を含む排水処理設備等の定期集中点検を実施した。高圧蒸気滅菌槽は第一種圧力容器に該当することから法定点検が義務づけられており、点検の結果合格基準を満たしていた。また、滅菌タンクフィルター交換及び給排気ファンの分解整備については本年3月18日まで実施した。これら各設備について消耗品類の交換、動作確認等を実施し点検を行った結果、いずれも正常稼働していることを確認した。その他保全設備と

して、BSL4施設内防災設備の更新を実施したことを付け加えさせていただく。

- 次回の第22回協議会については年内中に開催できればと考えているが、新型コロナウイルス感染症の流行拡大が懸念されることもあり、開催時期については改めてご連絡させていただくこととしたい。  
本日はこれをもって閉会とさせていただきます。

(以上)